# 省令

**○農林水産省令第六十二号**

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一号中「までの規定」の下に「、第十一条の二十五において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五条の規定」を加え、「（平成七年法律第百五号）」を削り、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十四

**附　則**

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第一号の改正規定、第十一号の次に一号を加える改正規定、第十二号の改正規定、第十三号の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分を除く。）及び第十四号から第十六号までの改正規定は、公布の日から施行する。